



## 1 店舗の名称及び所在地

立山酒店・大阪屋ショップ滑川共同店舗 滑川市魚躬 200-1 他

## 2 店舗を設置する者 大和ハウス工業株式会社

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 立山酒店・大阪屋ショップ滑川共同店舗

(変更後) 大阪屋ショップ滑川店

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社青五 代表取締役 宮前俊光 広島県福山市王子町2丁目  
14番38号 青山王子ビル1階 ほか3

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ 代表取締役 平邑秀樹 富山市赤田 487  
番地1

## 4 変更の日 (1)令和6年7月5日(2)令和5年2月28日

## 5 変更の理由 店舗名称の変更があったため、小売業者の変更があったため

## 6 届出の日 令和6年8月21日

## 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

## 8 縦覧期間 令和6年8月30日から令和7年1月6日まで

## 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政

令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年8月30日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
富山県原子力ネットワークシステム用機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年8月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号
- 5 随意契約に係る契約金額  
121,242,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の場合にあっては、その理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

